

市民的および政治的権利に関する国際規約の締約国日本の実施および自由権規約委員会質問リストCCPR/C/JPN/Q/6)に関連して

人種差別撤廃NGOネットワーク (ERDネット)

NGOレポート

作成: 国賠ネット

在 日本朝鮮人人権協会

市民外交センター

年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡
会部落解放同盟中央執行委員会

北海道アイヌ協会

琉球弧の先住民族会

提出: 人種差別撤廃NGOネットワーク(ERDネット) 反差
別国際運動日本委員会 (IMADR-JC)

2014年6月2日

部落問題

質問リスト パラ 6

1 テーマ

マイノリティ女性(部落)の政治分野及び政策・方針決定過程への参加

質問内容:

以下につき情報提供願いたい。

(b)男女の平等な代表並びに政治分野及び政策・方針決定過程へのマイノリティ女性の代表を保障するためにとられた措置(一時的措置を含む)

(f)政策・方針決定過程への女性の代表についての民族及び性別により分類された統計データ(CCPR/C/JPN6.パラ54.59)

2. 質問へのNGO回答

マイノリティ女性(部落)の政治分野及び政策・方針決定過程への参加が達成されているかを示す統計的資料は示されていない。マイノリティ女性に関する実態調査が行われていないために、マイノリティ女性参加の施策が具体化しない。国の男女共同参画会議、専門調査会など政策決定過程へのマイノリティ女性の参画はない。

3. 背景説明

政府(法務省)はいわゆるマイノリティに対する偏見や差別の解消を目指して、「同和問題に関する偏見や差別をなくそう」として啓発活動の年間強調事項を掲げているが、質問への回答に、マイノリティ女性(部落)への偏見や差別に関して現状を把握した統計的資料を示していない。

2002年に部落問題解決のための特別措置が終了されたが、終了時点でマイノリティ女性(部落)の政治的分野及び政策・方針決定過程への参加が進展したことを確認する統計的データは示されていない。33年間継続実施してきた特別措置によって、部落女性の政治的分野及び政策・方針決定過程への参画が促進したかどうかを示す統計的データを実態調査によって示すべきである。

4. 勧告案

- 1).政府はマイノリティ女性(部落)の政治参加や意思決定プロセスへの参加の現状を含む実態調査を直ちにすべきである。
- 2) 政府は調査に基づき、マイノリティ女性の政治参加や意思決定プロセスへの参加を促進する施策を立案すべきである。

作成:部落解放同盟中央執行委員会

部落問題

質問リスト パラ7

1. テーマ

マイノリティ女性(部落)の差別やDV被害者の相談体制の確立

質問内容

啓発キャンペーンや警察官、検察官、裁判官、保健衛生官に対する研修でドメスティック・バイオレンスに対してとられた実践的ステップについて情報提供願いたい。また、移民・マイノリティ女性や同性愛者カップルを含めた性犯罪被害者・ドメスティック・バイオレンス被害者のための通報制度及びリハビリへのアクセス改善のためにとられた措置について情報提供願いたい。(CCPR/C/JPN/6,パラ93・100)

2. 質問へのNGO回答

部落民であることで受けた差別やDVの被害にあった場合、部落民であることを共有して相談にのれる専門家が極めて少ない。部落女性の複合差別について、相談員の研修がほとんどないので、専門の相談員の育成が急務である。

3. 背景説明

政府はいわゆるマイノリティに対する偏見や差別の解消をうたって、「同和問題に関する偏見や差別をなくそう」などの啓発活動を行っているが、それら活動の公務員への浸透状況や効果測定に関する実態調査は一切行われていない。行政や民間企業のレベルでは研修や研究会がさまざまに実施されているが、マイノリティ女性(部落)の人権保障に関する内容をテーマとして取り上げたものは皆無である。

マイノリティ女性(部落)が部落民であることを理由に、結婚等で差別を受けた場合やDV被害にあった場合に相談所に行って、部落出身であることによる被害の相談やカウンセリングを安心して受けるための専門官は用意されていない。

法務省が発表している人権侵犯に関する被害の統計資料にはマイノリティ女性(部落)に関する細分化された統計的數字は存在しない。しかし、部落女性11,265人を対象とした部落解放同盟の調査(2006年から2010年)では、20.4%の女性がDV被害にあっている。2012年実施の「部落のひとり親家族の生活実態調査」(472人)(大阪府連女性部調査)では、元配偶者からDV被害を受けたが321人である(68.0%)。マイノリティ女性(部落)であることによる被害相談に対応できる体制を整える必要がある。

4. 勧告案

1) 法務省の人権侵犯の被害統計資料にマイノリティ女性に関するデータを含むべきである。2) 部落女性被害者に対応できる相談体制を整えるべきである。

作成:部落解放同盟中央執行委員会

在日コリアンの無年金問題

質問リスト パラ9

1 テーマ

在日コリアンの無年金問題 (自由権規約2条、26条)

2. 質問への政府回答とその問題点

政府回答(パラ253)には、明らかな間違いがある。厚生年金保険法は、1941年に制定されるが、当初は外国人を対象外としていた。しかし戦後の被占領期における占領当局の国籍差別禁止指令により、1946年に国籍差別が撤廃されたのである。

政府回答では触れていないが、無年金障害者を救済するため、2004年に「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」が制定された。しかし、そこでも外国人の無年金障害者は対象外とされた。同法の附則第2条にある「検討」には、外国人の問題が含まれるが、いまだに放置されたままである。

政府回答(パラ254)には、在日コリアンの無年金裁判が紹介されている。その後、係争中だった福岡訴訟も、2014年2月6日、最高裁第1小法廷で上告棄却となり、国内での司法救済の道は絶たれた。

3. 背景説明

前に述べたように、1941年制定の厚生年金保険法の国籍条項は占領下で撤廃された。しかし、1952年、占領を解かれ主権を回復すると、1959年制定の国民年金法にふたたび国籍条項が登場した。福祉国家に向かう中で制定されたその後の児童手当3法(1961~1971)にもやはり国籍条項が設けられた。これらによって差別された外国人のほとんどは在日コリアンだった。そして1982年の難民条約批准によって、これらの国籍条項がいずれも撤廃された。

日本は自国民中心主義が根強い国である。児童手当と違って、日本の年金は25年間掛け金をかけて初めて年金が支給される仕組みで、単に国籍条項を撤廃しただけでは無年金者が生じてしまう。1972年に沖縄が日本に返還された時などは、無年金者が生じないように経過措置が取られた。しかし、国籍条項が撤廃された時だけは、こうした措置が取られなかったため無年金者が生じたのである。

一方、新来外国人の障害者には障害基礎年金が支給されている(国籍条項が撤廃されたので当然)。従って、日本で長く生活している在日コリアンの無年金者の存在との間に大きな矛盾が生まれる結果になった。

こうした年金差別について、在日コリアンは、日本が国際人権規約を批准したことに期待を寄せつつ、日本での司法救済に望みを託した。しかし、2014年2月6日、その望みは最終的に断たれてしまった。日本は、自由権国際規約の第1選択議定書を批准していないため、在日コリアンの無年金者は国連に通報することもできない。

4 勧告案

- a) 前回の総括所見(CCPR/C/JPN/CO/5,パラ30)で指摘した「経過措置」を、外国人無年金者に対して速やかにとるように。
- b) 「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」を、外国人無年金障害者に適用するように改める。
- c) 自由権国際規約第1選択議定書を、速やかに批准すべきである。

作成 : 年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会

部落問題

質問リスト パラ10

1. テーマ

部落民へのマイナスイメージ払拭のための施策

質問内容

部落民のマイナスイメージの固定化に対処するために行われた取り組みに関して情報を提供願いたい。

2. 質問へのNGO回答

部落民へのマイナスイメージは33年間の特別措置によっても払拭されていない。

3. 背景説明

1969年以来33年間部落問題解決のために特別措置が実施され、2002年に特別措置は終了したが、部落民に対するマイナスイメージの固定化が払拭されたとは言えない。政府も未だに「同和問題に関する偏見や差別をなくそう」として啓発活動の年間強調事項として継続している。

インターネット上に溢れる差別書き込みはさらにヘイトスピーチへと拡大し、部落のリストも意図的に公表される事態を規制する法律が必要である。

部落地名総鑑事件が発覚して、部落民に対するマイナスイメージの固定化が部落民排除の事実が厳しく存在することを示した。政府は部落問題解決のために企業に「企業内同和問題研修推進員」を設置してマイナスイメージの払拭に取り組んできた。しかし2002年特別措置終了後も「公正採用選考人権啓発推進員」を設置して取り組みを推進しているが、企業における部落民に対するマイナスイメージが払拭されていない。

土地差別事件では被差別部落が否定的に評価されている社会意識(2010年大阪府民意調査によれば、住宅を選ぶときに同和地区の物件を忌避すると思うと答えたのは55.0%であった)を前提にして、部落の土地購入を避けるために、調査会社を使って部落であるかどうかを調査した事件である。不動産会社やマンションデベロッパー・土地競売落札企業などが土地調査によって部落を排除しようとする事案は広範に及んでいる。

週刊誌が身元調査をして差別記事を書いた事件に代表されるように、部落民に対するマイナスイメージを前提にして、部落民であることを強調し、政治的打撃を与えようと衝撃的な記事を書き、購買数を増加させようとする差別事件は多い。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づいて閣議決定した基本計画によって人権教育・人権啓発が実施されているが、定期的に国会に報告する実践状況報告書(人権白書)には部落民のマイナスイメージが払拭されたかどうかの統計的数字は示されていない。2002年特別措置法終了後の部落問題解決とりわけ部落民のマイナスイメージを払拭するための施策を遂行する担当所轄を明らかにし、実施しているとする「同和問題に関する偏見や差別を解消しよう」という施策の内容・使用している資料と予算を明示すべきである。

4. 勧告案

1) 政府は人権白書において部落民のマイナスイメージに関する調査に基づく統計数字を示すべき

である。

2) 政府は「部落への偏見差別解消」という施策の内容、基礎資料、予算を明示すべきであり、担当省庁を明らかにするべきである。

作成：部落解放同盟中央執行委員会

違法な逮捕および拘禁に対する国家賠償

質問リスト パラ 15(i)

1 テーマ

違法に逮捕・拘禁された者への賠償が実施されない問題

委員会の質問：取り調べ中を含み、自由を奪われた人の拷問および虐待の行為についての申し立てと苦情のすべてを、迅速に中立的にそして効果的に調査する権限をもつ、効果的で独立したメカニズムの存在 (CCPR/C/JPN/6、パラ132-134)

自由権規約関連条文： 9条5項、14条

2. 質問への政府回答の問題点

参照：第6回事前質問15(i)、第3回政府報告

第6回事前質問15(i)への政府回答は検察審査会、刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会、刑事施設視察委員会などを紹介し、最終パラグラフに「違法に権利を侵害された者は裁判所に訴訟を提起することができる」と結んでいる。違法に逮捕、拘禁された被害者の賠償について、第3回政府報告書 (para.138-140) *注1は、刑事補償法、国家賠償法があり、自由権規約9条5項に規定された賠償が実施されることを報告し、以後の報告で変更はない。

たとえば、不法な逮捕、拘禁に対する被害申立や賠償請求について、検察審査会などの組織や国家賠償法と刑事補償法が存在することは事実であるが、実際には次節で述べる多くの問題があり、不十分な補償しか実施されていない。

3. 背景説明

第1に、起訴された被告人が無罪判決を受けて確定した場合、刑事補償法により拘禁日数に応じて補償金が政府あるいは地方公共団体から支払われるのは事実である。しかし、その金額は1日あたり最高でも12500円であり、実際に被告人が被った損害や精神的な苦痛に対する十分な補償とはなっていない。

第2に、逮捕、勾留された被疑者が起訴されない場合、被疑者補償規程の補償は検察官の裁量に任せられ、検察官が補償しないと判断した場合に被疑者は異議を申し立てることができない。また、刑事補償法および被疑者補償規程のいずれも、誤って拘禁したことへの謝罪、傷つけられた社会的な名誉を十分に回復する措置を含んでいない。

第3に、刑事手続き以外の拘禁(例えば出入国管理による拘禁、精神障害者に対する拘禁)では、たとえ違法な拘禁だったことが後に判明しても、次に述べる国家賠償法による以外に補償を受ける方法はない。

以上の理由により違法に拘禁された者は、十分な補償を受けるためには国家賠償法による賠償を政府あるいは地方公共団体に要求する訴訟を提起することになる。その国家賠償請求訴訟(以下、国賠訴訟という)には次のような問題がある。

1つは、刑事裁判で無罪判決を受けた者が逮捕や拘禁への賠償を求めるには、検察官による起訴が違法であったことを国賠訴訟において立証しなければならない。最高裁判所の1989年6月29日判決(沖縄ゼネスト警察官死亡事件に関わる国賠訴訟)は、賠償を認めた東京高裁の判決を取り消

し「検察官が、証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば、＜中略＞公訴の提起は違法性を欠く」と判断し、請求を棄却した。他の多くの国賠訴訟の判決でも同様の論理で、請求が棄却されている。しかし、無罪判決が確定したことは検察官の起訴が誤りであったことを示すものに他ならないのであるから、起訴の適法性を裏付ける国側の十分な反証がない限り、起訴は違法であったと判断されるべきである。上述の最高裁判例は、その後の違法な拘禁に対する賠償の実現を阻んでいる。なお、警察官の違法な逮捕につき賠償を求める場合も同じような問題が生じる。

第2に、上述の最高裁判例によれば、「証拠資料」とは、検察官が起訴時点で収集済み、入手可能だったものに限られる。ところが、検察官の手持ち資料のうち、元被告人や元被疑者(国賠訴訟の原告)にとって、実際に国賠訴訟において利用できるのは、検察官が刑事手続きで開示した資料(それらは殆ど、有罪の立証のために提出された証拠である。なお、日本の刑事訴訟では、検察官は手持ち証拠の全面開示の義務はなく、それ自体自由権規約14条1項にも反する)に限られる。なぜなら、それ以外の検察官手持ち資料の開示制度は、国賠訴訟でも存在しないからである。したがって、原告にとって検察官の起訴が違法であることを立証することはたいへん困難である。

第3に、逮捕、勾留された被疑者が起訴されない場合に関する国賠訴訟の問題もある。逮捕時に違法な警官の暴行により右足膝下を粉碎骨折させられた容疑者が留置場に勾留され、取り調べられる事件が2003年12月にあった。逮捕から10日後に処分保留で釈放された。大けがを負わされて、逮捕されたのはナイジェリア出身の男性であり、釈放から3日後に緊急手術が行われ歩行はできるようになったが後遺症が残り、運動機能は回復できなかった。不当な暴行傷害と勾留による被害への賠償を求めて国賠訴訟が提訴された。最高裁第一小法廷は2011年3月に上告棄却を決定した。個人通報制度を可能とする第一選択議定書の批准も遅延として進まず、不公正な状態が今日もなお継続している。

1992年から2012年までの20年間で、違法な逮捕、拘禁に関連して政府あるいは地方公共団体へ賠償を命じた判決は数件に留まっている。最高裁判所では、下級審の認めた賠償責任を破棄した例も含んで、国側に賠償を命じた判決はない。

代用監獄の多用や弁護士と被拘禁者との接見交通の制限に表れた刑事手続きの不備、あるいは裁判所の安易な自白依存などにより、日本では未だに冤罪の発生を根絶できていない。刑事手続きにおける違法な拘禁について国家賠償法が実際には殆ど機能していない。警察官や検察官が違法な逮捕、起訴をした場合でもその責任を問われることは皆無であり、冤罪の発生が絶えない原因の1つとなっている。

また、国賠訴訟は民事訴訟手続きにより進行する。証拠資料の多くは検察官が占有し、容疑者、被告人として逮捕、拘禁された者に証拠へのアクセスが保障されていない。証拠リストの開示さえ検察に義務づけられていない。

日本政府の第3回政府報告の記述に反して、違法な拘禁への賠償はほとんど行われていない。そうした現状を背景に、被疑者が長期にわたり拘禁され、自白が迫られる問題は依然続いている。人質司法とも呼ばれるこの問題は、不公正な刑事裁判の大きな要因の1つになっている。

以上のように日本では、違法な拘禁に対する補償が十分になされておらず、不公正な裁判の原因ともなっている。このような実態は、規約9条5項、14条1項、6項に違反している。

4. NGO勧告案

a) 締約国は、第9条5項に規定された違法に拘禁された者への賠償が確実に行われるように、法制度の整備を進めるべきである。

b) 裁判により無罪が確定した者のみならず、起訴されなかった場合においても、違法に逮捕、拘

禁された者への賠償が実施されるように、法制度を整備すべきである。

c)締約国は、違法な拘禁を無くし、冤罪を根絶するために、司法における透明性を確保できるよう、全証拠の開示、あるいは少なくとも証拠リストの開示を行う法制度を整備すべきである。

作成:国賠ネット

注1) 第3回政府報告書(英文59-60頁)の第9条4.(a)及び(b)において次のように説明されている。

4.(a) 本条5の権利については、憲法第17条は、「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる」とへの規定し、これを受けて国家賠償法が制定されている。同法は「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」(同法第1条1項)と規定し、公権力の行使に当たる公務員の職務執行の際の故意又は過失により違法に逮捕・勾留されたものは、同規定に基づき国又は公共団体に対しその損害の賠償を請求できる。

(b)また、抑留又は拘禁が違法でなかったばあいについても憲法40条は「何人も抑留又は拘禁された後、無罪判決を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる」と規定し、その補償の範囲を拡げている。この規定を受けて刑事補償法が制定され、無罪の裁判を受けた者につき、未決の抑留又は拘禁による補償(同法第1条第1項)と刑に執行及び拘置による補償(同法第2項)が認められており、その場合における補償金額が、同法の定める制限内で裁判所が決定することとされている(同法第4条)。

また、不起訴処分になった場合であっても、結果的に無実のものが抑留・拘禁されたため被った財産的、身体的、精神的不利益の重大さにかんがみるときは、これに対する補償を行うことが憲法第40条の趣旨に沿い、かつ、正義と衡平の観念に合致すると考えられるところから、被疑者補償規程(1957年4月12日法務省訓令第1号)が設けられ、不起訴処分になったものにつき、そのものが罪を犯さなかったと認めるにたりる十分な理由がある場合に、抑留又は拘禁による補償を行う事とされている(同規程第2条)ことは、第2回報告で述べたとおりである。

このように、日本政府は第2、第3回と一貫して9条5項が実施されていると報告してきた。また、第2、第3回の審査に於いて最終見解により何ら指摘が無かったこともあり、第4回、第5回報告では言及されていない。(インデントしている引用文は、正式な英文がある)

マイノリティに属する人びとの権利 アイヌ民族

質問リスト パラ20

1 テーマ

マイノリティに属する人びとの権利（第26条、27条）アイヌ民族

2. 質問へのNGO回答と問題点

- 2-1 アイヌ民族に対する先住民族としての権利を認めていないこととアイヌ民族の厳しい状況。
- 2-2 国際法体系が保障する先住民族の権利保障のための政策が存在しないこと。
- 2-3 アイヌ民族に対する不当で不法な支配に関する教育は行われておらず、その結果、アイヌ民族に対する謝罪や賠償も行われおらず、その土地権すら認められていないこと。

3. 背景説明

3-1 日本政府は、国連先住民族権利宣言（UNDRIP）に定義条項がない、また日本の法体系において定義がないとして、アイヌ民族に対するいかなる個人的および集団的権利をも認めていない。法的に認められているものは、1997年のアイヌ文化振興法によるアイヌ文化の振興のみである。これは、自治体である北海道が実施してきた「北海道アイヌ生活向上関連施策」の枠組みと大きく矛盾している。少なくとも、この自治体施策では、不十分ではあるが、アイヌ民族個人に対する教育、健康、経済分野における支援が認められている。もちろん、この政策は、北海道という一地域に限定した、社会的弱者に対する地域・福祉対策であり、民族政策でもなければ、先住民族としての権利を認めるものでもない。

また、アイヌ民族の置かれた厳しい状況に関しては、北海道だけでも、生活保護率が38.3パーセント（2006年北海道調査）、生活意識で「とても苦しい」と答えたものが30%（2006年北海道調査）、さらに、個人年収200万円未満の低所得者層は53.2%（2008年北海道大学調査）に及ぶ。

3-2 日本政府は、2009年に総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するためと称して「アイヌ政策推進会議」を、官房長官を座長として設置したが、「総合的かつ効果的」な政策は実施されていない。例えば、本推進会議は、14名の構成員の内、アイヌ民族の委員はわずか4名であり、会議そのものは、1年に1回しか開催されず、設置以来の5年間に4回しか開催されていない。また、教育、雇用、住宅、生活、健康、経済などアイヌ民族が要望している政策は取上げられておらず、かつ権利保障に関する議論もない。わずかに、本推進会議の作業部会で、アイヌ文化を学ぶ施設である「民族共生の象徴となる空間」の整備構想と北海道外に居住するアイヌ民族の子どもたちへの奨学金制度を日本学生支援機構の中に設置できないかが話し合われているのみである。

また、「アイヌ文化振興法」はアイヌ文化を振興するための法律であって、アイヌ民族を対象にしたものではなく、実施主体である「アイヌ文化振興・研究推進機構」に対する助成金も、1997年は3億6000万円であったものが、2013年度は2億5000万円に減少した。さらに、日本政府が同じく北海道に助成金を出している「北海道アイヌ生活向上関連施策」の予算も、1998年には約34億円であったものが、2013年には14億円に減額されている。こうした状況は、2008年に国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が「政府は、引き続き、北海道が進める施策に協力し、これを円滑に推進するため、関連予算の充実に努める」と規定した事実に対し、またアイヌ民

族が自らの財政基盤を構築する権利が存在しないことに由来している。

3-3 日本の公的教育では、アイヌ民族の存在については触れるようになったが、とくに1869年の「北海道開拓」以降、近代国家日本の政府が行ったアイヌ民族に関する植民地支配は教えられない。とくに、現在の日本の領土の約4分の1を占めるアイヌ民族の伝統的な領土(アイヌモシリ)が国有地として一方的に没収されたこと、アイヌ民族の言語、宗教、文化、生業などが禁止されて、一方的に日本国民に編入され、強制的に日本人に同化されたこと、それを基盤として根強い差別構造が作られたことが理解されていない。日本の国会決議も、これを一定認めながら、アイヌ民族に対する差別政策や強いられた貧窮に対する反省を行っておらず、謝罪や賠償も行われていない。その結果、土地権や資源権は全く認められていない。

4. NGO勧告案

- a) 日本政府は、先住民族と認めたアイヌ民族に対して、先住民族としての権利を先住民族の権利に関する国連宣言に準拠して保障すること。
- b) 日本政府は、近代国家日本が行った植民地支配を公式に認め、謝罪や賠償、さらに土地権や資源権を保障すること。
- c) 日本政府は、現在アイヌ民族政策と称して設置している機関や法律を改め、アイヌ民族が広範囲に要求している問題を権利問題として総合的に議論できる制度を構築すること。また、その財政基盤を確立すること。

作成：北海道アイヌ協会／市民外交センター

質問リスト パラ20

1 テーマ

マイリティに属する人びとの権利（第26条、27条）

2. 質問へのNGO回答

2-1植民地的経済構造と琉球・沖縄の地域の高い失業率および低い所得。

2-2学力テストの結果が極めて低く、独自の文化や歴史、言語を学ぶカリキュラムの不在。2-3狭い土地（日本の国土の0.6%）に広がる広大な米軍基地（日本全体の74%）の存在。2-4琉球・沖縄の地域にだけ、実体的、差別的に適用される日本国の法律の存在。

3. 背景説明

3-1琉球・沖縄には巨大な米軍基地の存在と引き換えに過去40年以上にわたって「沖縄振興計画」の名の下に膨大な国家予算が投入された。しかし、琉球・沖縄人民には独自の経済構造を構築する権利はなく、注がれた資金の多くは沖縄というフィルターを通してほとんどが日本・ヤマトへ還流した。その結果、47都道府県の中で沖縄の失業率は6.8%（2012年）で、2位大阪の5.4%を引き離して第1位である。日本の平均失業率4%から見ても、大きな格差があり、しかもこの格差は恒常的である。同時に、琉球・沖縄の一人当たり所得も203万円（2010年）で日本の47都道府県の中で最低であり、最高位である東京の431万円の半分以下に過ぎない。

3-2 日本の文部科学省は2007年から小学6年生と中学3年生を対象に「全国学力テスト」を導入したが、毎年実施されるテストの結果では、琉球・沖縄の子どもたちの学力は最下位である。ひとつの要因は、植民地的な経済構造と大きく関連しているとみられ、低い所得では学習支援が難しく、同時に、学校を出ても、高い失業率では就職もできない。もうひとつの要因は、植民地的な社会・文化構造である。琉球・沖縄人は長年の植民地支配の下で自らのアイデンティティを否定され、そのことが人々に劣等感や卑下する性格を植え付け、自信を奪ってきた。これが消極的な行動になり、結果として学力に出現したと思われる。他方、一律の教育制度やカリキュラムが実体的に強制される日本では、琉球・沖縄独自の文化、歴史や言語を学ぶ機会を実質的に保障されていない。個別の事例では、八重山諸島・竹富町では、自らの子供たちに自信を持てる教科書を選び、自らが誇りを持てる教育を行い、高い学力を維持してきたと言われている。しかし、この地域が国境に近いことから、日本の安全保障に関係するとして、文部科学省は国家権力という脅しで、政府の都合のいい教科書を採択するよう圧力をかけている。

3-3 広大な米軍基地の存在はそれだけで私たち琉球・沖縄人に身体的、精神的な苦痛を与え、経済的な打撃、教育的にも悪影響を及ぼしている。琉球・沖縄における失業率の高さ、学力の低さの根底には基地の存在は否めない。また、琉球・沖縄人の精神的文化的な土地とのつながりを米軍基地の存在は分断してきたが、琉球・沖縄人の土地の権利主張や大きな反対の意思を無視して、基地の拡張や移転が日本政府と米国政府によって頭越しに行われている。2014年は、米国政府と琉球政府が1854年に国際的に認められた有効条約を締結して160周年に当たる。米国政府も自らの条約上の責任を歴史的に確認すべきである。

3-4 日本政府は、単一の法制度が日本全体に平等に適用されると主張している。しかし、米軍用地に関しては実体的に差別法が琉球・沖縄にのみ適用されている。1972年の公用地暫定使用法は、日本復帰前の「公用地」を住民の権利を無視して使用可能にし、その間に買収をしようとした。(5年の時限立法)しかし5年たっても買収に応じない地主が多く、地籍明確化法の附則で収用期限を10年に延長した。1982年に同法の期限が切れると、日本政府が1954年に制定した米軍用地特措法を沖縄県に適用した。この法律は、1996年に改正され、琉球・沖縄人地主の権利や意思を無視して、日本の首相が米軍用地を確保できるようにした。米軍基地の74%が琉球・沖縄に存在する現状では、この法律の適用は実体的に琉球・沖縄に対して、差別的に適用されている。

4. 勧告案

- a) 日本政府は、琉球・沖縄民族を先住民族と認め、その土地権、経済的権利、文化的権利を保障すること。
- b) 日本政府は、琉球・沖縄民族に、教育の権利を保障すること。
- c) 日本政府は、差別的な法制度を廃止し、琉球・沖縄人の権利を保障するとともに、琉球・沖縄民族の国際条約上の権利を確認すること。

作成：琉球弧の先住民族会／市民外交センター

朝鮮学校に通う子どもたちに対する差別

質問リスト パラ21

【前回の勧告】(CCPR/C/JPN/CO/5、パラ31)

31. 委員会は、朝鮮学校に対する国の補助金が通常の学校に対するものよりも相当低く、民間の寄付金に強く依存しているが、私立の日本人学校やインターナショナル・スクールとは異なり、これらの学校が免税対象外又は税金控除対象外であること、また、朝鮮学校の卒業証書がそのまま大学入学資格として認められないことを懸念する。(第26条及び第27条)

締約国は、国による補助金を増大し、朝鮮学校への寄付を行う者に他の学校に寄付を行う者と同じ財政的な利益を与えることによって、朝鮮学校への適切な資金援助を確保し、朝鮮学校の卒業証書を直接大学入学資格として認めるべきである。

【事前質問事項】(CCPR/C/JPN/Q/6/Add.1、パラ21)

少数者に属する人々に関する権利 (26、27段落)

21. ①マイノリティの子どもたちに十分な教育を確保するためにどのような進展があったのか明確にしてください。②締約国は朝鮮学校に通う子どもたちに「高校無償化」制度を適用することを検討しているかどうかについての情報を提供してください。③締約国は朝鮮学校の卒業証書を直接の大学入学資格として認めていますか。

1) 朝鮮学校をはじめとする「各種学校」として認可されている外国人学校に通うマイノリティの子どもたちへの差別 (事前質問事項21-①への回答)

2008年の審査以降、マイノリティの子どもたちの教育を確保する上で何らかの進展がもたらされたとは言いがたい状況が続いている。前回の勧告・パラ31で指摘された、各種学校のなかでも欧米系のインターナショナル・スクールへの寄付金は免税対象又は税金控除対象となるにも関わらず朝鮮学校や中華学校、ブラジル人学校などへの寄付金はその対象とならないという差別も依然として残されたままである。日本の制度上「各種学校」となっている朝鮮学校をはじめとする外国人学校・民族学校などのマイノリティの子どもたちが通う学校に対しては、国庫からの補助金がないため、その運営を保護者や支援者らの寄付金に強く依存せざるを得ない状況にあり、学校運営は常に不安定であり、保護者らの金銭的負担も大きくなっている。このため、民族の言葉や文化、歴史を民族学校で学びたくても経済的な理由で断念せざるを得ないマイノリティの子どもたちも多数存在する。

2) 「高校無償化」からの朝鮮学校除外問題 (事前質問事項21-②への回答)

2010年4月、当時の民主党政権は「高校無償化」制度(以下、「無償化」)を導入した。同制度は、「各種学校」である外国人学校の生徒にも公立高校授業料に相当する金額を支給するとした画期的なものであったが、施行直前の同年2月に一部の政治家から朝鮮学校を対象とすべきで

はないとの横槍をうけ、当時の民主党政権は朝鮮学校をその対象とせず制度をスタートさせた。同じ時期に開催されていた人種差別撤廃委員会による第2回日本政府報告書審査後に、委員会が「締約国において現在、公立および私立の高校、高等専門学校、高校に匹敵する教育課程を持つさまざまな教育機関を対象とした、高校教育無償化の法改正の提案がなされているところ、そこから朝鮮学校を排除すべきことを提案をしている何人かの政治家の態度」（CERD/C/JPN/CO/3-6, para22(e)）について懸念する総括所見を出したにも関わらず、その懸念を無視する形で朝鮮学校を除外したのである。それから2年半の間、民主党政権は「外交上の配慮などにより判断すべきものではなく、教育上の観点から客観的に判断すべき」という政府統一見解を表明しつつも、外交上の問題等を理由に朝鮮学校「無償化」適用に関する結論を先延ばし続けた。そして2012年12月に成立した自民党政権はすぐさま朝鮮学校を「無償化」から排除する方針を表明、先の統一見解と全く相容れない「拉致問題に進展がないこと」等を理由に2013年2月20日、朝鮮学校を「無償化」の対象から除外すことだけを目的とした文部科学省省令「改正」を断行、これによって日本に10校ある朝鮮高級学校は「高校無償化」制度から完全に除外された。

日本政府は、自由権規約委員会からの事前質問事項に対する回答のなかで、「朝鮮学校の無償化制度への適用については、制度の対象となるための基準をみたくどうかを審査した結果、朝鮮学校は朝鮮総連と密接な関係があるため不指定処分としたとしているが（CCPR_C_JPN_Q_6_Add-1_16663_para225）、日本には特定の宗教団体や民族団体等をバックボーンとした学校が他にも存在しているにも関わらず朝鮮学校にのみそれを問題視するのは意図的であるといわざるを得ない。また、「拉致問題」に進展がないことも「高校無償化」除外の理由であるとしているが、それは日本生まれの三世、四世である朝鮮学校の子どもたちとは何の関係もないことであり、朝鮮学校の子どもたちを政治的な人質としてみなす行為は到底許されるものではない。それらを問わずしても、「高校無償化」からの朝鮮学校除外は、各種学校として認可されている外国人学校にも適用するとはじめられた「高校無償化」法そのものを日本政府自らが政治的な意図をもって反故にした差別的な措置といえるだろう。

なお、この問題に関しては、2013年5月に社会権規約委員会が、「締約国の高校教育授業料無償化プログラムから朝鮮学校が除外されていることを懸念する。これは差別である。（第13条、第14条）…中略…高校教育授業料無償化プログラムが朝鮮学校に通う子どもたちにも適用されることを確保するよう、締約国に対して求める。」という勧告を出し、日本政府による「高校無償化」除外が差別であると明確に指摘している。（E/C.12/JPN/CO/3,para27）

日本弁護士連合会がまとめた自由権規約委員会への事前審査にむけた報告書のなかでも、「朝鮮高級学校は、文部科学省が定めた「高等学校の課程に類する課程」の審査基準を充たしており、朝鮮高級学校生徒に対する就学支援金の不支給は、北朝鮮政府と日本政府との政治外交問題を理由とする差別的取扱いである」と指摘している。

(http://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CCPR/Shared%20Documents/JPN/INT_CCPR_NGO_JPN_14827_E.pdf)

さらに、朝鮮学校「無償化」適用除外という日本政府主導による差別を受け、制度のはじまった2010年以降、東京や大阪、宮城などの地方自治体でそれまで支給していた朝鮮学校に対する補助金の交付を見送ったりカットしたりするという事態が相次いでいる。2013年には新たに広島、新潟、山口、神奈川などでも補助金の支給をストップさせており、県の決定に追随する形で広島市や川崎市なども補助金の支給を見合わせている。なかでも2013年2月の朝鮮による核実験を理由に補助

金支給を凍結した神奈川県に倣って2013年度分の交付手続きを見送っている横浜市は10月10日、市内の朝鮮学校に交付している補助金の根拠となっている市私立外国人学校補助金交付要綱について、国際情勢に応じて支給しないことができるように改定した。朝鮮学校を補助金の対象から外すために要綱を改正するという横浜市の決定は、前述の文科省の手法を踏襲したに他ならず、「無償化」除外が続く限り今後もこうしたことが起きる可能性があるといえる。

それだけにとどまらない。2004年から市内公立学校に通う児童への防犯ブザーを配布している東京都町田市は、市内の朝鮮学校の申請に応じて2010年度から生徒数分を支給してきた。しかし2013年3月28日、市教育委員会が一方向的に来年度の支給をとりやめると通告した(次の佐野稿参照)。多くの批判が寄せられた結果、結局防犯ブザー不支給決定が撤回されるに至ったが、このように日本政府が率先して行った朝鮮学校差別が各方面へと飛び火し、朝鮮学校の子どもたちに対する人権侵害が拡大の一途をたどっている現状がある。

3) 朝鮮高級学校卒業生の高等教育機関へのアクセス (事前質問事項21-③への回答)

日本政府は事前質問事項への政府回答のなかで、「2003年には大学による個人の学習暦等を適切に審査して高校卒業と同等以上の学力があると認められる者については、朝鮮人学校等の外国人学校卒業者を含め、大学入学資格を認めることとする等の制度改正を行っている」(CCPR_C_JPN_Q_6_Add-1_16663_para231)と回答しているが、朝鮮学校の卒業証書は、2003年の大学入学資格の弾力化措置によっても直接の大学入学資格として認められず、朝鮮高級学校卒業生の高等教育機関へのアクセスは依然として不安定な状況にある。現に2007年1月には、玉川大学一般入試に出願しようとした朝鮮学校の生徒が受験を拒否される事件が発生している。

4) 日本政府への総括所見案

- (1) 朝鮮学校に対する「高校無償化」からの排除を撤回し、その対象校とすべきである。
- (2) いくつかの地方自治体が現在停止している朝鮮学校への補助金につき、支給停止を撤回させるよう促すべきである。
- (3) マイノリティ学校に対する制度的差別を見直し、日本政府として日本の私立学校と同等の支援を行うよう法整備を行うよう勧告する。
- (4) 一部のインターナショナルスクールなどにすでに適用されている外国人学校に対する寄付金への免税措置について、朝鮮学校や中華学校に対しても適用し、外国人学校の間を差別をなくすべきである。
- (5) 朝鮮学校の卒業証書を、直接の大学入学資格として認めるべきである。

作成:在日本朝鮮人人権協会

部落問題

質問リスト パラ21

1 テーマ

マイノリティの子ども教育と同和教育の成果と課題

質問内容

マイノリティの児童に十分な教育を確保するためにいかなる進展があったか明らかにしていただきたい。

2. 質問へのNGO回答

特別措置法の下で実施された部落の子ども教育保障のための同和教育の成果と課題が示されていない。また、特別措置終了後部落の子どもたちの教育格差は広がりつつあるが、同和教育を引き継ぐ教育保障は存在しない。

3. 背景説明

部落の子どもたちの教育を確保するために、政府は同和教育についての基本的指導指針を策定し、1969年から特別措置法に基づく施策を実施してきた。学校教育では「同和教育推進教員」の加配事業、高校大学等同和対策奨学金、また同和教育集会所を設置し、部落の子どもに対する学力補充事業も展開してきた。2002年特別措置終了時点で、同和教育による部落の子どもたちへの教育保障は進展したのか、教育における格差が縮小したのか統計的資料を明示すべき。

措置法終了後も、推進教員加配事業も部落の子どもを含む教育に関して配慮すべき子どもたちへの加配事業となって継続され、集会所事業も奨学金制度も継続されている。しかし、加配事業や集会所事業では部落の子どもへの参加が激減している事実、奨学金事業では貸付金の返済が滞って新たな問題が生じている事実も指摘されている。給付的奨学金が必要である。

NGOなどが実施した部落の子ども教育状況に関する実態調査では教育格差が広がり始め、教育確保に関する施策が必要との結果が示されている。

4. 勧告案

1) 特措法以降の部落の子どもたちと部落外の子どもたちの教育格差は広がりつつある。政府は実態を調査して、教育保障と格差是正のための施策を立案すべきである。

作成: 部落解放同盟中央執行委員会

新たに導入された在留管理制度における問題

質問リスト なし

1) 「特別永住者証明書」提示義務の問題点

第6回日本政府報告書(CCPR/C/JPN/6、パラ26、27)

26. 2009年7月15日に、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法の一部を改正する等の法律」が公布された(2012年7月施行予定)。これに伴い外国人登録制度は廃止され、新たに導入される在留管理制度により、法務大臣が我が国に中長期間在留する外国人の在留状況を正確かつ継続的に把握出来ることとなる。新たな在留管理制度によって正確に把握された外国人の在留状況に関する情報は、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」により新設される市区町村の外国人に係る住民基本台帳に反映され、これらの外国人に対する充実した行政サービスを行うことが可能となる。

27. 新たな在留管理制度では、特別永住者については、現在特別永住者に交付されている外国人登録証明書がその法的地位等を証明するものとして重要な役割を果たしていることに鑑み、これと同様の証明書として、法務大臣が特別永住者証明書を交付することとしている。

特別永住者証明書の記載事項については、これを必要最小限にするとの観点から、外国人登録証明書の記載事項と比べて大幅に削減するとともに、記載事項の変更や再交付などの手続は、従来どおり、市区町村の窓口で行うこととしている。なお、特別永住者証明書は常時携帯する必要はないものとされている。

2012年に導入された新制度下では外国人に対し在留カードが交付されることになったが、日本の旧植民地出身者のうち、日本に永住している特別永住者についてはその交付対象にはならなかった。そのかわりに特別永住者には「特別永住者証明書」が新たに発行されることとなった。「特別永住者証明書」については、従前の外国人登録証明書に義務付けられていた常時携帯義務は廃止されたものの、特別永住者は発行された証明書を必ず受け取って保管し、国から求められれば提示することが義務付けられており、万一この義務に違反した場合には、刑罰が科されてしまう。日本政府は政府報告書のなかで、特別永住者証明書を特別永住者の法的地位を証明する便宜を与えるものであると説明しているが、特別永住者の法的地位は住民票によっても証明できるものであり、特別永住者証明書の提示義務を課す理由にはならない。常時携帯義務を廃止しながら提示義務を課していることは事実上、常時携帯義務を課しているのと同じであるといえる。

2) 「再入国許可制度」における問題点

第4回日本政府報告書審査の総括所見(CCPR/C/79/Add.102、パラ18)

出入国管理及び難民認定法第26条は、再入国許可を得て出国した外国人のみが在留資格を喪失することなく日本に戻ることを許可され、そのような許可の付与は完全に法務大臣の裁量であることを規定している。この法律に基づき、第2世代、第3世代の日本への永住者、日本に生活基盤のある外国人は、出国及び再入国の権利を剥奪される可能性がある。委員会は、この規定は、規約第12条2及び4に適合しないと考える。委員会は、締約国に対し、「自国」という文言は、「自らの国籍国」とは同義ではないということに注意喚起する。委員会は、従って、締約国に対し、日本で出生した韓国・朝鮮出身の人々のような永住者に関して、出国前に再入国の許可を得る必要性をその法律から除去することを強く要請する。

第6回日本政府報告書(CCPR/C/JPN/6、パラ230、231、232)

230. 特別永住者については、その歴史的経緯を考慮し、我が国における法的地位の一層の安定化を図るため、入管特例法によりいくつかの特例が定められており、さらに、入管特例法第10条第2項(改正入管法施行後は入管特例法第23条第2項)により、法務大臣は、特別永住者の本邦における生活の安定に資するとの入管特例法の趣旨を尊重するものとされている。

231. 2009年の入管法の改正により、新たな在留管理制度が2012年7月(予定)から導入されることとなり、適法に在留する外国人の利便性を向上させるための措置として、みなし再入国許可制度が導入される。有効な旅券及び在留カード(特別永住者にあつては特別永住者証明書)を所持する外国人が、1年以内(特別永住者にあつては2年以内)に再入国する場合は、原則として再入国許可を必要としないこととした。

232. また、新たな在留管理制度の導入に伴い、これまでどおり再入国許可を受けて出国する場合には、再入国許可の有効期間の上限が「3年」から「5年」(特別永住者にあつては「4年」から「6年」)に伸長される。2012年7月から、みなし再入国許可(有効な旅券及び在留カードないし特別永住者証明書を所持する外国人が1年(特別永住者は2年)以内に再入国する場合は、原則として再入国許可を必要としない)が施行される

2012年より「みなし再入国許可」が施行されたが、2年以上日本を離れる場合は事前に入管に赴いて再入国の許可を受けなければならない、特別永住者の日本への再入国は、自由権規約委員会からの是正勧告が出されたにも関わらず(CCPR/C/79/Add.102、パラ18)、依然として「自国に戻る権利」としては保障されていない。また、特別永住者資格を持つ在日韓国・朝鮮人のうち、本国から旅券の発行を受けていない者及び朝鮮民主主義人民共和国の旅券を所有する者は「有効な旅券」を持たないとされ、みなし再入国許可の適用を受けられない。このため、これまで同様、短期の海外出張や旅行の際にも再入国許可を受けなければならない、不利益を被っている。(入管法第26条の2、入管特例法第23条第2項)

3) 日本政府への総括所見案

(1) 特別永住者に対する再入国許可制度の適用を廃止し、日本への再入国を権利として認めるよう法改正せよ。

(2) 上記が実現するまで、特別永住者間の不均衡な取扱いを是正し、すべての特別永住者に対し「みなし再入国許可」を適用せよ。

作成: 在日本朝鮮人人権協会